

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

川北町は手取川北岸に位置し、手取川の豊富な伏流水を利用する電子部品工業を始め、素朴で暖かみのある伝統工芸産業、農業、サービス業など、多様な産業が集積している。

近隣に製造業が集積する小松市があり、中核市の金沢市も通勤圏にあることから、人口は2007年に6千人を突破し、それ以降も人口が増加しており、2015年には6,347人となっている。石川県下では14歳以下の年少人口が増加傾向にあるところに大きな特徴があるが、北陸地域は全国的にも有効求人倍率が高く、就労人口は不足している。

現在、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、加賀地域の先端都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

川北町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が川北町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において定める先端設備等の種類については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

川北町は、石川県の2大都市である金沢市と小松市のほぼ中間にあって、どちらへも約15kmと比較的近距离に位置し、両市とは同町を縦断する国道8号線・加賀産業開発道路などアクセスのし易い道路によって結ばれ、多様な産業が集積している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は3年間とする（国が同意した日から生産性向上特別措置法の廃止の日まで）。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。